

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>私は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場において取引される有価証券指数等先物取引（有価証券に係る金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第2号に掲げる取引をいう。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（有価証券に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいう。以下同じ。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴社に先物・オプション取引口座を設定するに際し、法その他の法令、大阪証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、業務方法書、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他の規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、大阪証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、業務方法書並びに証拠金規則において定めるところに従います。</p>	<p>私は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場において取引される有価証券指数等先物取引（有価証券に係る金融商品取引法第2条第21項第2号に掲げる取引をいう。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（有価証券に係る金融商品取引法第2条第21項第3号に掲げる取引をいう。以下同じ。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴社に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の法令、大阪証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、業務方法書、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他の規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、大阪証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、業務方法書並びに証拠金規則において定めるところに従います。</p>

<p>(取引証拠金等の処分)</p> <p>第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ、法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他金融商品取引に関し、貴社が<u>占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している</u>私の有価証券及びその他の動産</p>	<p>(取引証拠金等の処分)</p> <p>第13条 私が先物・オプション取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ、法律上の手続によらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他金融商品取引に関し、貴社が<u>占有している</u>私の有価証券及びその他の動産</p>
<p><u>(有価証券)</u></p> <p>第33条の2 この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。</p>	<p>(新設)</p>